学校と保護者・地域住民等とのより良い関係構築に関する基本方針

令和8年11 月

豊明市教育委員会

1 基本的な考え方

学校と保護者や地域住民等は、いずれも児童生徒等一人一人の健やかな成長を支える重要なパートナーです。学校としては、保護者や地域住民等と相互の信頼関係を構築し、連携・協働しながら、教育活動の一層の充実を図っていくことが重要です。

保護者や地域住民等から寄せられる相談や要望のごく一部ではありますが、対応が極めて困難なケースや、教職員が安心して子どもたちに向き合う環境が損なわれてしまう事例(以下、「社会通念上許容される範囲を超える言動」)が見られます。

学校において、児童生徒等により良い教育活動を行うためにも、教職員の安心・安全な働く環境を守りながら、組織として誠実かつ適切に対応してまいります。

なお、本基本方針は、保護者や地域住民等が学校に対して正当な意見、相談、要望(いじめ、体罰、児童生徒間の暴力、虐待、事故・けが、障害のある児童生徒に対する合理的配慮、その他児童生徒の権利利益に関わるものを含む)を述べること自体を不当に制限するものではありません。

2 組織としての対応が必要となる言動の定義

学校等において行われる

(1) 保護者や地域住民等の言動であって、

(2) 学校に対する意見・言動のうち、当該意見・言動の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上許容される範囲を超えたものにより、

(3) 教職員の就業環境が害される、または通常の教育活動の遂行に著しい支障を及ぼすもの。

3 社会通念上許容される範囲を超える言動の例

※ 以下の例示は、正当な理由に基づく相談や報告(いじめ、体罰、虐待、重大事故等に関する申告等)を制限するものではありません。事情や様態に応じて個別、具体的に判断します。

(1) そもそも要求に理由がない又は学校における教育活動と全く関係ない要求

ア 性的な要求をすること

イ 教職員の家庭や私生活に関する要求をすること

(2) 学校教育活動及び学校運営の範囲を著しく超える対応を求めるもの

ア 児童生徒等の学校外での行動や公園での遊び方などに対する監視を要求すること

イ 明らかに学校の責務とは言えない要求をすること

(3) 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求

ア 修学旅行の費用について不合理な減額や免除を求めること

イ クラス替えや担任の変更・退職を求めること

(4) 相当性を欠く賠償要求

ア 学校における教育活動と無関係である不当な賠償請求をすること

イ 成績の低下を理由に賠償請求をすること

(5) 身体的な攻撃(暴行・傷害等)

ア 殴る、蹴る、叩く等の暴行を行うこと

イ 物を投げつけること

ウ わざとぶつかること
エ つばを吐きかけること

（6） 精神的な攻撃（脅迫・中傷・名誉毀損・侮辱・暴言・土下座の強要等）
ア 教職員を脅迫すること（「SNS上に悪評を投稿するぞ」「自宅に行くぞ」など危害をほのめかす発言等）
イ SNS等への教職員のプライバシーに係る情報の投稿等をすること

（7） 威圧的な言動
ア 大きな声をあげて教職員や周囲を威嚇・威圧すること
イ 声を荒げ、執拗に責め立て、高圧的に自らの要求を主張すること

（8） 継続的、執拗な言動
ア 何度も電話し要求を繰り返したり、家庭訪問を何度も要求したりすること
イ 同様の質問を執拗に繰り返し、文書等での回答を強要すること
ウ 同様の電子メール等を執拗に繰り返し送りつけること
エ 勤務時間外や教職員の自宅を訪れての謝罪等を強要すること

（9） 拘束的な言動
ア 長時間にわたる校内での居座りにより、教職員の業務を妨げること
イ 頻繁に長時間の電話を掛けて教職員を拘束すること
ウ 校内施設からの不退去や不当な居座りをすること

4 社会通念上許容される範囲を超える言動への対応

社会通念上許容される範囲を超える言動が認められた場合には、学校設置者は教職員を守るため毅然とした対応を行います。

（1） 行為者から教職員に対して危害が加えられないよう一定の距離を保つ等、教職員の安全確保を優先し、複数の教職員で対応するなど組織的に対応します。
（2） 状況に応じて、警告を行う、対応を中止するなど毅然と対応します。
（3） 必要に応じて、録音及び録画等により、行為の記録を残し、関係各所との対応に使用します。
（4） 悪質なものや犯罪行為と判断した場合は、警察・弁護士等と連携し、法的措置 等も含め、厳正に対応します。

5 社会通念上許容される範囲を超える言動への対策

（1） 社会通念上許容される範囲を超える言動に対する豊明市教育委員会の基本姿勢を明確化し、教職員・保護者及び地域住民等へ周知・啓発します。
（2） 社会通念上許容される範囲を超える言動への対応方法や手順等を定め、教職員への教育・研修を行います。
（3） 社会通念上許容される範囲を超える言動を受けた教職員の心身のケアに努めるとともに、再発防止に取り組みます。
（4） 社会通念上許容される範囲を超える言動を受けた教職員のプライバシーを保護し、当該言動に関して相談したことなどでの不利益を被ることのないよう努めます。
（5） 適切な対応を行うため、必要に応じて警察や弁護士等と連携します。